



大阪狭山市 教育振興 基本計画

概 要 版

学びあい、つながりあい、
未来に輝く人づくり



平成27年3月
大阪狭山市教育委員会

計画の策定にあたって

計画策定の趣旨

近年、我が国においては、少子高齢化の急速な進行、核家族化、高度情報通信社会の到来、グローバル化の進展による世界情勢の急速な変化、価値観の多様化、環境問題や貧困問題の顕在化、地域間の格差の広がり、社会における安全・安心の確保など、さまざまな課題が生じています。こうしたなか、子どもたちが心豊かに学ぶことができ、そして人々が生涯にわたって、自由に学習機会を選択して学ぶことができる学習環境の整備が求められています。

国においては、平成18年に教育基本法が改正され、教育の目標や新しい時代の教育の基本理念が示されました。これを受けて平成20年に「教育振興基本計画」、平成25年に「第2期教育振興基本計画」が策定され、教育改革を最重要課題のひとつとして取組が進められています。

また大阪府においても、改正教育基本法に基づき、平成25年に「大阪府教育振興基本計画」が策定され、大阪の将来を支え、発展させていく人づくりに向けた取組が進められています。

本市では、これまで「大阪狭山市総合計画」に基づき各種教育施策を進めてきました。また、教育委員会においては「大阪狭山市次世代育成支援対策行動計画」と、毎年度策定する保育・教育指針に基づき、さまざまな事業を展開しています。

こうしたこれまでの教育施策やさまざまな地域活動、国・府の動向をふまえ、今後本市がめざすべき教育目標を明らかにするとともに、学校園をはじめ、市民、地域、行政などすべての主体が連携しながら、目標を共有し、その達成に向けた取組を推進するため、「大阪狭山市教育振興基本計画」を策定しました。

計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第17条第2項に基づいて策定する、大阪狭山市における教育振興のための施策に関する基本的な計画です。また、国・府の関連計画をふまえるとともに、「第四次大阪狭山市総合計画」をはじめ、「大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画」「大阪狭山の豊かな文化芸術を育むビジョン」「大阪狭山市食育推進計画」などの市の関連計画との整合を図ったものです。

計画の期間

本計画の期間は平成27年度から平成31年度までの5年間とします。ただし、社会状況の変化などにより必要な見直しを行うものとします。



計画の基本理念・基本方針等

基本理念

本市では、市民の心のよりどころであり、シンボルである狭山池の水のきらめきのように人が輝き、人と自然、人と人が共生するまちづくりをめざしています。その土台には、市民参画と協働を基調としたまちづくり活動があり、地域への愛着や誇りを持って、まちづくりを担う人材が幅広く活躍しています。

こうした本市ならではのまちづくりを次代に継承し、発展させていくためには、郷土を愛し、未来を拓く人づくりが必要であり、その大きな役割を担うのが「教育」です。

先人たちがたゆまぬ努力によって築き上げてきた本市の歴史や文化、その恵まれた環境を大きな財産として受け継ぐとともに、豊かな心とたくましく生きる力を育む教育を推進することをめざし、「学びあい、つながりあい、未来に輝く人づくり」をこの計画の基本理念とします。



めざす子ども像

自分らしく、いきいきと学び、さやまを愛する子

「自分らしく」とは、自分をかけがえのない存在と実感し、夢や志に向かって、自分の力や個性を最大限発揮するとともに、思いやりの心を持ち、よりよい人間関係を築こうとする子どもの姿をめざしています。

「いきいきと学び」とは、学ぶことに喜びを抱き、自ら考え、主体的に判断し、目標に向かってたくましく挑戦しようとする子どもの姿をめざしています。

「さやまを愛する子」とは、豊かな心を持ち、自分の育つ地域との関わりあいのなかで、ふるさとさやまのすばらしさに自ら気づき、伝統や文化を尊重し、創造しようとする子どもの姿をめざしています。

そして、人・地域・歴史文化との関わりあいのなかで、体験的に豊かに学ぶとともに、生涯にわたって学び続け、時代の変化に柔軟に対応しながら、生涯輝くことができる力を備えた子どもの育成をめざします。

基本方針

- 基本方針 ① これからの社会を生き抜く力を養います
- 基本方針 ② 安全で快適な教育環境を整備します
- 基本方針 ③ 学校・家庭・地域が連携した教育を推進します
- 基本方針 ④ 生涯にわたるスポーツ・学習活動を支援します
- 基本方針 ⑤ 郷土愛を育み、歴史文化を振興します

施策の展開

基本方針 1

これからの社会を生き抜く力を養います

教育の出発点である幼児期の教育を重視し、遊びを通じた学びの基礎力や道德心の育成をはじめ、基本的な生活習慣の定着を図るなど、子どもたちの心身の健やかな発達を支援します。

また、変化の激しい時代を子どもたちがたくましく生き抜くことができるよう、学習意欲を高めるとともに、「自分の考えや問いを進んで発信し、仲間と協働して主体的に課題解決しようとする子どもの育成」をめざす授業づくりや集団づくりに取り組み、社会の変化に即した新たな学びを展開します。

あわせて、障がいのある子どもの自立や社会参加に向けた支援教育、豊かな人間性を育む道德教育、体力の向上や健康教育の他、キャリア教育、英語教育などの現代的課題に対応した教育を推進します。

さらに、さまざまな教育課題に対応できる実践的な指導力を備えた教職員の集団づくりをめざし、研修の充実やリーダー育成に努めます。



重点目標

1

遊びを通して豊かに学ぶ乳幼児教育・保育の充実

- 1 質の高い幼児教育・保育の提供
- 2 道德心や規範意識を育む指導の充実
- 3 基本的な生活習慣づくり
- 4 個々の発達と集団に即した指導の充実
- 5 発達や学びの連続性をふまえた幼児教育・保育の充実
- 6 親と子がともに育つ乳児期からの子育て支援の充実

重点目標

2

社会の変化に即した新たな学びの展開

- 1 学習意欲に支えられた子ども主体の授業づくり
- 2 知識を活用し、問題を解決する力を育む授業づくり
- 3 互いに認めあい、協働しあう集団づくり
- 4 図書館教育の充実と読書活動の推進
- 5 すべての教科における言語活動の充実
- 6 自学自習力(家庭学習習慣)の確立
- 7 個に応じた指導(少人数指導)などきめ細かな指導体制の充実
- 8 学習機会の充実(二学期制、土曜日、夏季休業日などの見直し)



重点目標

3

子ども理解と支援教育の推進

- 1 支援教育の充実
- 2 相談体制の充実ときめ細かな支援の推進
- 3 関係機関との連携による発達障がいなどの早期支援
- 4 学校における指導体制の充実と学習環境の工夫

重点目標

4

豊かな心と健やかな体を育てる教育の推進

- 1 道德教育の充実
- 2 人権教育の充実
- 3 いじめ防止基本方針に基づく取組の推進
- 4 不登校、問題行動などの未然防止と丁寧に対応する指導体制の充実
- 5 体力の向上
- 6 食育の推進
- 7 安心で安全な学校給食の充実



重点目標

5

現代的課題に対応した教育の推進

- ① キャリア教育の推進
- ② 英語教育の推進
- ③ 国際理解教育の推進
- ④ 環境教育の推進
- ⑤ ICTの活用・教育の情報化の推進
- ⑥ 安全教育の推進

重点目標

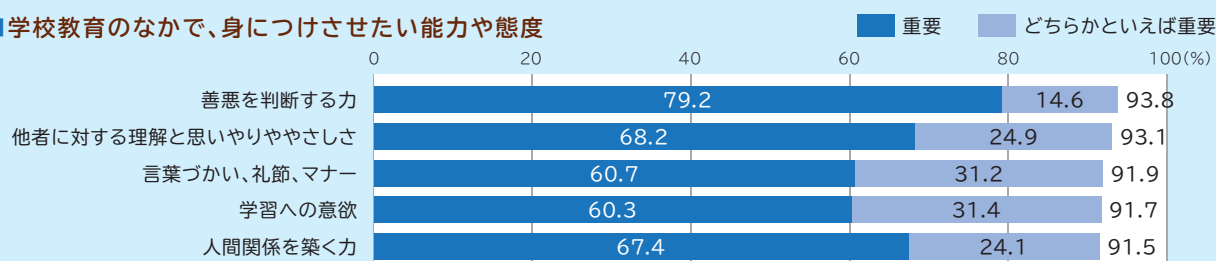
6

教員の資質向上

- ① 調査研究や教材開発を推進する体制づくり
- ② 教職員研修の充実
- ③ リーダーの育成とチームワークづくりの推進
- ④ 教員の指導力向上と人権感覚の育成

市民アンケートより (上位5位までを抜粋)

■ 学校教育のなかで、身につけさせたい能力や態度



基本方針 2

安全で快適な教育環境を整備します

子どもたちの質の高い学びの実現と豊かな育ちを支えるため、保育所・幼稚園・小・中学校の連携を深め、長期的な視点で子どもたちの理解を深めるとともに、生徒指導や支援教育に重点を置いたネットワークづくりや専門家による教育相談体制の充実を図ります。また、子どもたちが学校園施設で安心して学び、安全で快適に生活できるようにするため、安全管理に努めるとともに、教材と備品の配備、学校園施設などの整備・改修を計画的に進め、学びを支える学習環境の充実を図ります。

重点目標

1

教育指導体制の充実

- ① 保・幼・小・中の連携
- ② 生徒指導、教育相談の充実
- ③ 教職員が子どもたちとじっくり向きあえる体制の整備
- ④ 地域に開かれた学校づくりの推進
- ⑤ 家庭に対する教育支援の推進
- ⑥ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなど専門家の配置による指導体制づくり
- ⑦ 就学や進学に対する支援

重点目標

2

教育施設環境の改善・充実

- ① 安全管理の充実
- ② 学校園施設の整備・改修
- ③ 給食施設の整備・改修
- ④ 指導内容に応じた備品の配備
- ⑤ 学校園規模の適正化の検討

基本方針 3

学校・家庭・地域が連携した教育を推進します

子どもたちが、学力だけでなく、たくましく、心豊かに生きていくための総合的な力を身につけるためには、学校・家庭・地域が一体となって教育に取り組むことが必要です。そのため、家庭教育への支援を図るとともに、教育を支援する地域人材の確保を進めるなど、地域の教育力を学校の教育活動に活かしていきます。また、地域全体で子どもを育てる教育コミュニティづくりを推進し、本市らしさを活かした市全体の教育力の向上に努めます。

重点目標

1

家庭教育の充実

- ① 子どもの権利を大切にする家庭教育に関する啓発の推進
- ② 子育て家庭への支援の充実
- ③ 家庭の教育力向上をめざした成人教育の充実
- ④ 教育に関する保護者相談体制の充実
- ⑤ 早寝早起き朝ごはん運動の推進



重点目標

2

地域教育の充実

- ① 地域で子どもを育む意識啓発の推進
- ② 地域と連携した豊かな社会性を持つ人材の育成・活用
- ③ 安全・安心な地域の環境づくりと子どもの居場所づくり



重点目標

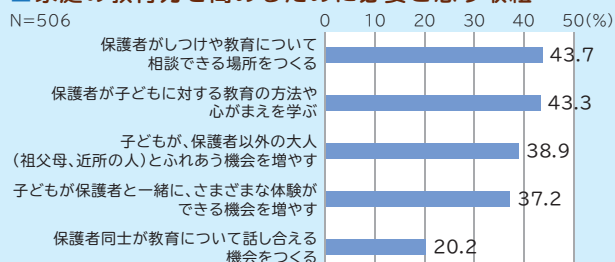
3

学校・家庭・地域との連携

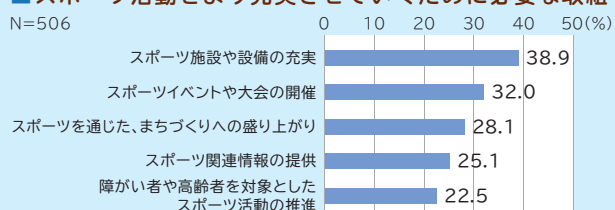
- ① 家庭・地域との連携による学校の活性化
- ② 放課後の活動の充実
- ③ 青少年の健全育成の推進
- ④ 地域の力を学校に活かす仕組みづくりの推進
- ⑤ いじめ・問題行動の防止などにおける連携の推進

市民アンケートより（複数回答形式、上位5位までを抜粋）

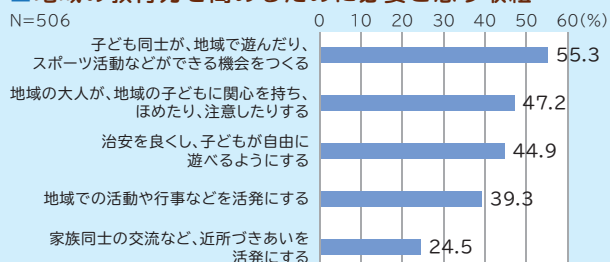
■家庭の教育力を高めるために必要と思う取組



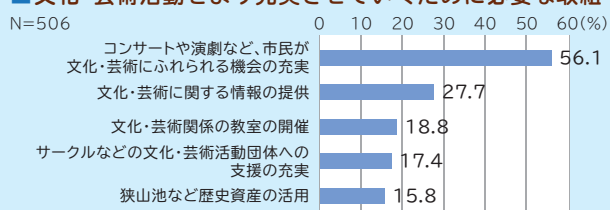
■スポーツ活動をより充実させていくために必要な取組



■地域の教育力を高めるために必要と思う取組



■文化・芸術活動をより充実させていくために必要な取組



基本方針 4

生涯にわたるスポーツ・学習活動を支援します

誰もが学習活動を通じて自らを高め、豊かな心を育むことができるよう、学習機会の充実や環境の整備を図るとともに、きめ細かな学習情報の提供に努めます。あわせて、学習の成果が地域に還元され、まちづくりに活かされるよう、人材の育成を図ります。

また、市民が気軽にスポーツや文化芸術に親しみ、より豊かで充実した生活を送ることができるよう、スポーツ・文化芸術活動に参加する機会の充実と環境の整備を図ります。

重点目標

1

生涯スポーツ活動の推進

- ① 誰もが気軽に参加できるスポーツ機会の充実
- ② 体育協会・総合型地域スポーツクラブなどと連携した事業の充実
- ③ スポーツ施設の整備・改修
- ④ 市民の体力維持・向上

重点目標

2

生涯学習や文化芸術活動の推進

- ① 公民館活動をはじめとする社会教育事業や学習機会の充実
- ② 生涯学習情報の提供
- ③ 読書活動の推進
- ④ 社会教育施設などの整備・運営
- ⑤ 文化芸術に親しむ機会の充実
- ⑥ 学習成果の活用と指導者の養成
- ⑦ 国際交流の推進

基本方針 5

郷土愛を育み、歴史文化を振興します

狭山池をはじめとする本市の貴重な文化財や歴史遺産の保存と活用に努めるとともに、狭山池博物館・郷土資料館などを活用し、市民が文化財などにふれる機会の充実に努めます。また、市民が大阪狭山市の歴史文化により一層興味・関心を持ち、理解を深められるようにすることで、郷土への誇りやふるさと意識の高揚に努めます。また、子どもたちが郷土文化にふれられる地域活動への支援を図ります。

重点目標

1

歴史遺産の継承と活用

- ① 文化財の調査研究と保存管理
- ② 文化財の普及・啓発
- ③ 歴史文化拠点施設などの整備・運営

重点目標

2

郷土愛の育成

- ① 狭山池を活かした学習機会の充実
- ② 歴史遺産を活かした学習機会の充実
- ③ 小中学校の「ふるさとさやま学習」カリキュラムづくり
- ④ 郷土を学ぶ地域活動の推進

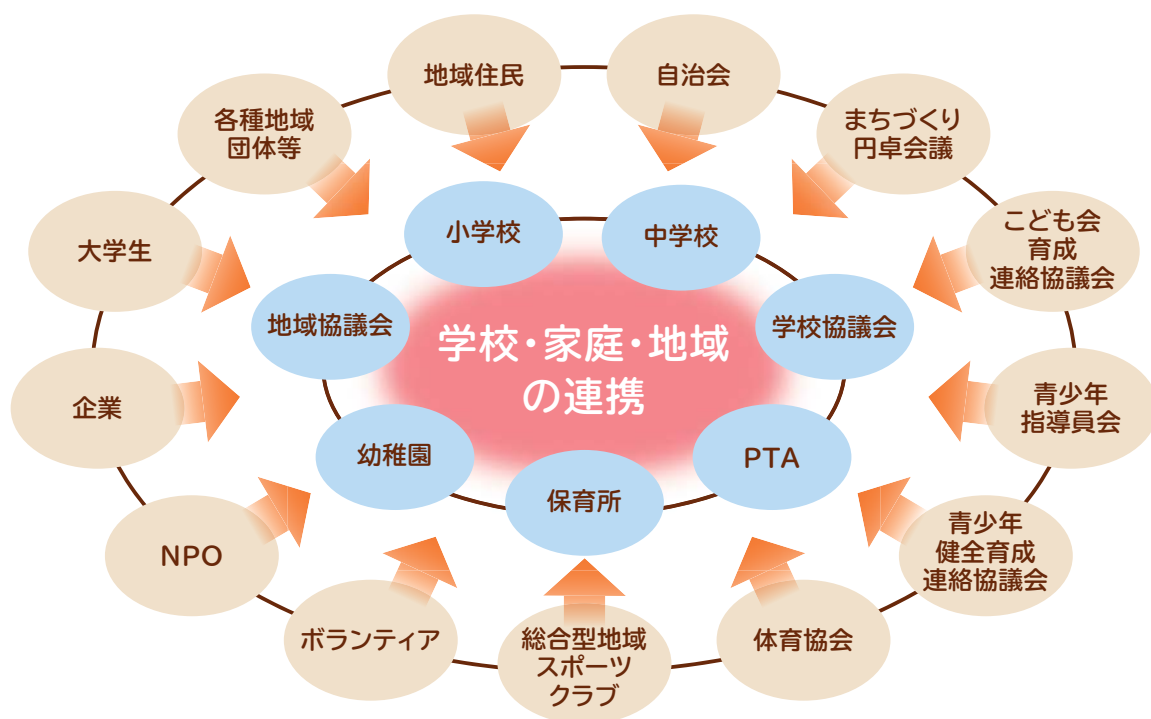
学校・家庭・地域が連携し、 社会全体で子どもを育むために

教育コミュニティづくりの推進

学校・家庭・地域が連携し、社会全体で子どもをより良く育むためには、地域やPTA活動における学校との連携をはじめとして、より一層地域と学校がお互いの教育力を最大限に発揮し、相互補完をしつつ、一体となった取組を進めることが不可欠です。

今後、学校と保護者や地域社会との連携を柱に、子どもたちの健やかな成長を見守り、みんなで子どもを育む教育コミュニティづくりに取り組みます。

社会全体で学びを支援する大阪狭山市の教育コミュニティ



大阪狭山市
教育振興
基本計画

概要版

発行 大阪狭山市教育委員会
発行年月 平成27年3月
編集 大阪狭山市教育委員会事務局 教育部 教育総務グループ
〒589-8501
大阪狭山市狭山1丁目2384番地の1
電話 072-366-0011
FAX 072-367-6011